

川俣町国民健康保険からのお知らせ

産前産後期間相当分（４か月分）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和５年１１月１日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠８５日（４か月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）
- 出産予定日の６か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。
- 多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の３か月前から６か月相当分が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が０になるとは限りません。

- 令和５年度においては、産前産後期間のうち令和６年１月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。

	令和５年８月	９月	１０月	１１月	１２月	令和６年１月	２月
(例)				出産予定月			

※令和５年１１月に出産した場合、令和６年１月相当分の保険税が軽減されます。令和６年１月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が納付済の場合は、納め過ぎた保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（別世帯の方が提出する場合は委任状が必要です）
- ② 出産予定日を確認することができる書類
※出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類。
- ③ 多胎妊娠の場合、その旨を明らかにすることができる書類
- ④ マイナンバーが分かる書類

届出先

川俣町保健福祉課国保年金係

電話０２４－５６６－２１１１（内線１４０５，１４０６）

